

理容所・美容所の開設後に必要となる手続き

以下の場合、保健所への**届出が必要**になります。※手数料はかかりません。

- ①届出事項について変更があった場合
- ②事業譲渡による承継の場合
- ③相続による承継の場合
- ④法人の合併・分割による承継の場合
- ⑤1カ月以上休業する場合、休業後再開する場合
- ⑥営業をやめた場合
- ⑦出張業務を行う場合



届出様式は、さいたま市ホームページで

検索

理容所

または

美容所

①届出事項について変更があった場合

「理容所開設届出事項変更（廃止）届」または「美容所開設届出事項変更（廃止）届」に、下記の必要書類を添えて、速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。

変更内容	必要書類
<input type="checkbox"/> 施設名称（店名）が変わった	・確認済証
<input type="checkbox"/> 法人開設者の名称、所在地、代表者が変わった	・確認済証 ・履歴事項全部証明書（原本もしくは原本提示の上での写し）
<input type="checkbox"/> 個人開設者の氏名、住所が変わった	・確認済証
<input type="checkbox"/> 従業者の氏名が変わった	・有資格者の場合は理・美容師免許証（書き換え済、原本）
<input type="checkbox"/> 従業者が増えた・減った	・従業者名簿（無資格の従業者の氏名も記載してください） ・新規に登録する有資格者の理・美容師免許証（原本） ・診断書（新規に登録する有資格者のみ） ※結核と伝染性皮膚疾患について、3カ月以内に診断されたもの
<input type="checkbox"/> 管理理容師・美容師が変わった	・管理理容師・美容師の変更で、登録済みの理美容師が管理理美容師になる場合は、講習会修了証（原本）
<input type="checkbox"/> 管理理容師・美容師の住所が変わった	・特になし
<input type="checkbox"/> 設備や構造が変わった	・変更内容が確認できる 図面（新旧）

☆店舗の移転や立て直しの場合は
変更届ではなく、新規申請が
必要となります（手数料がかかります）。

※構造設備の変更については、
事前に保健所に図面相談を
してください。

②事業譲渡による承継の場合

営業の譲渡により、譲受者が営業の地位を承継した場合は、営業譲渡承継届に「営業の譲渡が行われたことを証する書類※」を添付して、遅滞なく保健所に提出してください。

また、譲受者が法人の場合は、登記事項証明書の提出も必要となります。

※譲渡証明書（原本）や譲渡契約書の写しなど

!!! 注意点 !!!

- ・事業譲渡であることを証する書類がない場合（事業譲渡ではなく、開設者が変わる場合）や、大規模な構造設備の変更がある場合は、新規の届出となります。
- ・別途変更届の提出が必要となることがあります。

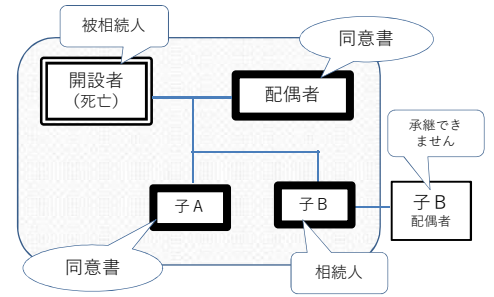
③相続による承継をする場合

個人開設者が死亡し、相続人が開設者の地位を承継する場合の手続きです。

「理容所相続承継届」または「美容所相続承継届」に下記の書類を添えて、相続後速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。

- ・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）※
 - (1) 被相続人（死亡した開設者）の出生から死亡までの戸籍謄本。
 - (2) 相続人全員の戸籍謄本（(1)に記載されている方については省略可能）注：除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。
- ・相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意書
- ・確認済証

※法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）でも可。



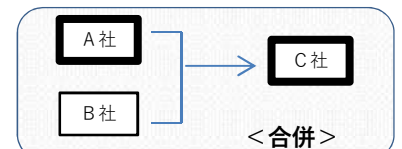
例：開設者が死亡し、子Bが相続承継する場合

④合併・分割による承継をする場合

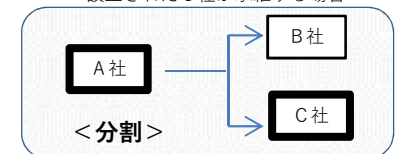
開設法人の合併や分割により設立された法人が、開設者の地位を承継する場合の手続きです。

「理容所合併（分割）承継届」または「美容所合併（分割）承継届」に下記の書類を添えて、承継後速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。

- ・履歴事項全部証明書
合併又は分割により設立され、地位を承継する法人のもの。
※合併又は分割により設立された法人である旨の記載が必要です。
- ・確認済証



例1：A社が開設した施設を、合併により設立されたC社が承継する場合



例2：A社が開設した施設を、分割により設立されたC社が承継する場合

⑤1カ月以上休業する場合、休業後再開する場合

1カ月以上休業する場合は、休業する10日前までに、休業後再開する場合は、再開後10日以内に、「理容所休業（再開）届」または「美容所休業（再開）届」を保健所に提出してください。

⑥営業をやめた場合

「理容所開設届出事項変更（廃止）届」または「美容所開設届出事項変更（廃止）届」に確認済証を添えて、営業をやめた後、速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。確認済証を紛失している場合は、届出にその旨記載の上で提出してください。

⑦出張業務をする場合

事前に届出ることにより、出張理容・出張美容の業務ができる場合があります。詳しくは、出張理容・美容についての案内をご確認ください。

お問い合わせは・・・

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係
〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12
TEL:048-840-2227 FAX:048-840-2232
E-mai:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp